

新型コロナウイルスに関する最新状況について（インドネシア）

第1. はじめに

インドネシアでは3月2日に初のCOVID-19感染例（インドネシア人2名）が確認され、4月5日時点では感染者数2,273人、死者198人と公表されています。総人口比では他国と比べると大きな数字ではないかもしれませんが、特に人口、産業の集中する首都ジャカルタ周辺では以下のような様々な規制が導入され、事業活動に大きな影響が及んでいます。

第2. 社会的制限

1. ウイルス疫病 2019（COVID-2019）の対応加速に係る大規模社会的制限に関する政令 2020年第21号
 - ・ COVID-19感染が疑われる地域住民の活動制限
 - ・ 疫学的検討、脅威、効果などに基づいて、地方政府は保険大臣の承認を得て一定地域の人及び物の移動を制限することができる
2. 新型コロナウイルス即応のための大規模社会的制限に関する保健大臣令 2020年第9号
 - ・ 前記政令の施行大臣令
3. ジャカルタ特別州知事による緊急事態宣言 2020年第6号（3月20日）、ジャカルタ特別州観光・クリエイティブ経済局通達など
 - ・ 全ての企業に事業所活動の一時的停止と在宅勤務、また事業所活動の全てを停止できない企業については活動の最小限化を要請
 - ・ 娯楽施設（映画館、マッサージ、バー等）の閉鎖
 - ・ 公共交通機関の利用の制限
 - ・ 宗教的集合行事の停止

第3. 労務関連

1. COVID-19の防止及び予防に係る労働者保護及び事業継続に関する労働大臣回状 2020年第3号（M/3/HK.04/III/2020）
 - ・ 各企業における職場でのCOVID-19感染リスクの減少と事業継続のための計画策定
 - ・ COVID-19感染又はその疑いがある場合の隔離により就業できない労働者への賃金全額支払い

- ・ 事業停止、制限時の労働者との合意に基づく賃金調整
2. 西ジャワ州カラワン県回状（3月17日）
 - ・ 職場での衛生環境向上のための具体的な施策
 - ・ 体調不良の労働者等への対応
 - ・ 外国人労働者の一定期間の隔離
 3. 危機管理に関する法律 2007 年第 24 号、衛生隔離に関する法律 2018 年第 6 号
 - ・ これらの法律は従前から施行されているところ、今回の COVID-19 対策にも適用される可能性があることに要注意。

第4. 入国制限

1. 外国人入国の暫定的制限に関する法務大臣令 2020 年第 7 号、第 8 号、第 11 号
 - ・ 一部の例外を除く全ての外国人のインドネシアへの入国及びインドネシアでの航空便乗り継ぎの一時的禁止。
 - ・ 一時的滞在許可（KITAS）保有者は健康証明書の提示、非感染地域に 14 日以上滞在していたことなどを条件に入国が認められる。
 - ・ ビザの延長等の手続は通常と異なる運用が為されていることに注意。

第5. 保健衛生関連

- ・ COVID-19 感染時の自主的隔離方法に関する保険大臣回状 2020 年 202 号
- ・ 保健省 COVID-19 の防止及び管理に関するガイドライン（2020 年 3 月 16 日付）

第6. その他、減税措置など

- ・ COVID-19 パンデミックへの対処及び／又は国家経済及び／又は金融システム安定への脅威への直面に関して、国家財政及び金融システム安定に関する法律に代わる政令 2020 年第 1 号
- ・ 財務大臣規定 2020 年第 23 号
- ・ 行政及び官庁改革大臣回状 2020 年第 19 号（COVID-19 対応時における政府職員の就業体制の調整）
- ・ 内務大臣回状（440/2436/SJ）（地方政府における COVID-19 の防止）
- ・ 西ジャワ州、カラワン県、ブカシ県における決定、回状など

以上